

# 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び  
会社法施行規則第 190 条に基づく法定備置書類)

2019年7月1日

キヤノン株式会社

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

2019年7月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キャノン株式会社

代表取締役会長 CEO 御手洗 富士夫



栃木県大田原市下石上1385番地

キャノンメディカルシステムズ株式会社

代表取締役社長 瀧口 登志夫



キャノン株式会社（以下「キャノン」といいます。）とキャノンメディカルシステムズ株式会社（以下「CMSC」といいます。）は、2019年4月24日付株式交換契約に基づき、2019年7月1日を効力発生日として、キャノンを株式交換完全親会社、CMSCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する事項は下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日

本株式交換が効力を生じた日は2019年7月1日です。

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったCMSCの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

①会社法第785条の規定による手続の経過

CMSCは、会社法第785条第3項の規定により、その株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社の商号及び住所を2019年6月6日付で通知いたしました。なお、会社法第785条第1項の規定に基づき株式の買取請求をしたCMSCの株主はおりませんでした。



②会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

③会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、キャノンの株主は会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株式交換の差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

①会社法第 797 条の規定による手続きの経過

キャノンは、会社法第 797 条第 4 項の規定により、その株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社の商号及び住所を 2019 年 5 月 9 日付で電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、キャノンの株主は会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式の買取請求をすることができません。

②会社法第 799 条の規定による手続の経過

キャノンは、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2019 年 5 月 9 日付の官報及び電子公告において債権者に対し本株式交換に対する異議申述の公告を行いましたところ、異議申述期限までに会社法第 799 条第 1 項に基づきキャノンに対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換によりキャノンに移転した CMSC の株式の数は、CMSC の発行済株式の総数 134,980,000 株からキャノンが保有する CMSC の株式 133,630,200 株を除いた 1,349,800 株です。

## 5. その他株式交換に関する重要な事項

キャノンは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したキャノンの株主（当該株主総会で議決権を行使することができるものに限る。）は 5 名であり、その通知に係る株式の数は合計 62,300 株でした。

以上